

「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」の一部改正

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則に関する細則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(外国投資信託証券の要件)</p> <p>第3条 規則第12条第1項第5号及び第22条第1項第1号なお書に規定する細則で定める要件に適合する外国投資信託証券は、次に掲げる要件に適合している外国投資信託証券とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事項に適合している外国投資信託証券（外国金融商品市場（金商法第2条第8項第3号ロに規定するものをいう。）又は店頭市場（以下「外国市場」という。）に上場又は登録（以下「上場等」という。）されているもの及び外国市場における取引が予定されている場合を除く。）であること</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>へ 一発行会社（投資法人を含む。）の発行する株式（投資法人が発行する投資証券を含む。）について、議決権の総数の50%を超えて当該発行会社の株式に投資するものでないこと</p> <p>ただし、信託契約型投資信託の場合は、当該投資信託の運用会社又は管理会社が運用の指図を行っているすべての投資信託に組み入れられた株式の合計額が、議決権の総数の50%を超えて投資するものでないこと</p> <p>ト～ヨ (略)</p>	<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則に関する細則</p> <p>第1条～第2条 (同 左)</p> <p>(外国投資信託証券の要件)</p> <p>第3条 規則第12条第1項第5号及び第22条第1項第1号なお書に規定する細則で定める要件に適合する外国投資信託証券は、次に掲げる要件に適合している外国投資信託証券とする。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 次に掲げる事項に適合している外国投資信託証券（外国金融商品市場（金商法第2条第8項第3号ロに規定するものをいう。）又は店頭市場（以下「外国市場」という。）に上場又は登録（以下「上場等」という。）されているもの及び外国市場における取引が予定されている場合を除く。）であること</p> <p>イ～ホ (同 左)</p> <p>へ 一発行会社（投資法人を含む。）の発行する株式（投資法人が発行する投資証券を含む。）について、発行済総株数の50%を超えて当該発行会社の株式に投資するものでないこと</p> <p>ただし、信託契約型投資信託の場合は、当該投資信託の運用会社又は管理会社が運用の指図を行っているすべての投資信託に組み入れられた株式の合計額が、発行済総株数の50%を超えて投資するものでないこと</p> <p>ト～ヨ (同 左)</p>

新	旧
<p>(投資信託証券の組入制限の例外) 第3条の2 規則第12条第2項に規定する細則で定める投資信託証券は、以下に掲げるものとする。 (1)～(2) (略)</p> <p><u>2 規則第12条第4項第3号に規定する細則で定める要件は、以下に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 委託会社は、ファンド・オブ・ファンズ（投資信託証券への投資を目的とする投資法人、外国投資信託、外国投資法人を含む、以下この項において同じ。）又はその発行者が発行する投資信託証券を組入れることの必要性、有効性及び費用面に関する合理性を確認し、交付目論見書において、受益者が最終投資対象を含めた投資信託の全体像を容易に理解できるような図表等により説明するとともに、最終投資対象を含む投資信託全体のリスクを受益者に対して明確に開示を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 委託会社は、受益者が保有する投資信託証券から投資先のファンド・オブ・ファンズにおいて組入れられている投資信託証券までの費用の合計が、過重な報酬体系となっていないこと（異なる階層間の投資信託証券を同一グループの運用会社で管理する事でいずれかの階層を無報酬或いは低報酬とする仕組みを採用している場合、その他これに類する場合をいう。）を確認し、交付目論見書において、各階層のファンドにおける主たる費用（事前に示すことが可能なものに限る。）及びそれらの合計について開示を行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 委託会社は、投資先のファンド・オブ・ファンズにおいて、当該ファンド・オブ・ファンズに組入れられている投資信託証券が適切な投資対象であることについてデューデリジェンスが行われ、継続してモニ</u></p>	<p>(投資信託証券の組入制限の例外) 第3条の2 規則第12条第2項に規定する細則で定める投資信託証券は、以下に掲げるものとする。 (1)～(2) (同 左)</p> <p><u>(新 設)</u></p>

新	旧
<p><u>タリングが行われていることを確認するものとする。なお、運用期間中において、最終投資対象に受益者の投資判断に重要な影響を及ぼす事象が発生した際には、委託会社は、「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第 18 条に定める適時開示などにおいて速やかに開示を行うものとする。</u></p>	
<p>第 3 条の 3～第 7 条 (略)</p>	<p>第 3 条の 3～第 7 条 (同 左)</p>
<p>(規則第 22 条第 1 項第 6 号に規定するその他の要件) 第 8 条 規則第 22 条第 1 項第 6 号に規定する細則で定める要件は、次に掲げるものとする。</p>	<p>(規則第 22 条第 1 項第 6 号に規定するその他の要件) 第 8 条 規則第 22 条第 1 項第 6 号に規定する細則で定める要件は、次に掲げるものとする。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (同 左)</p>
<p><u>(2) ファンド・オブ・ファンズ(投資信託証券への投資を目的とする投資法人、外国投資信託、外国投資法人を含む。以下この項において同じ。)又はその発行者が発行する投資信託証券への投資。</u> <u>ただし、この項において「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に定めるマネー・リザーブ・ファンド(MR F)、マネー・マネージメント・ファンド(MMF) (これらに類する性質を有するもの及び外国においてこれらに類する性質を有するものを含む。)への投資については、投資信託証券への投資とみなさないことができるものとする。</u></p>	<p><u>(2) ファンド・オブ・ファンズ(当該ファンド・オブ・ファンズが親投資信託、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する投資信託及び租税特別措置法第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託等(外国投資信託のうちこれに類するものを含む。)の場合を除く。)には投資しないものであること</u></p>
<p><u>(3) 前号にかかわらず、次に掲げるものがファンド・オブ・ファンズ又はその発行者が発行する投資信託証券である場合は、投資信託財産に組入れることができるものとする。ただし、次のハ及びニに掲げる投資信託証券を組入れる場合は、第 3 条の 2 第 2 項で定める要件を満たすものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>イ 親投資信託の受益証券</p>	

新	旧
<p><u>ロ 政令第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する投資信託及び租税特別措置法第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託等（外国投資信託及び外国投資法人のうちこれに類するものを含む。以下「上場投資信託」という。）の投資信託証券</u></p> <p><u>ハ 「投資信託等の運用に関する委員会決議」（以下「委員会決議」という。） 4 に定める不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券並びに委員会決議 5 に定める外国投資信託証券（以下、「委員会決議 4 及び 5 に定める投資信託証券」という。）</u></p> <p><u>ニ 委員会決議 4 及び 5 に定める投資信託証券に主として投資を行うことを運用の基本方針とする投資信託証券</u></p> <p><u>（4）</u>一委託会社（当該委託会社が運用の指図を行う証券投資法人を含む。）が一つの投資信託証券に投資できる額は、投資される投資信託証券に係る投資信託又は投資法人の運用の指図を行っている委託会社の同意がない限り、投資される投資信託又は投資法人の純資産総額の 50% を超えるものではないこと</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p> <p><u>附 則</u> この改正は、2026 年 6 月 10 日から実施する。</p>	<p><u>（3）</u>一委託会社（当該委託会社が運用の指図を行う証券投資法人を含む。）が一つの投資信託証券に投資できる額は、投資される投資信託証券に係る投資信託又は投資法人の運用の指図を行っている委託会社の同意がない限り、投資される投資信託又は投資法人の純資産総額の 50% を超えるものではないこと</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>